

当会のソフトである「療養費申請書」システムは、当会の「規約」第13条健康保険取扱倫理規定第6項の規定に従い開発を行い、会員に提供するものです。

(規約) 第13条 健康保険取扱倫理規定

6. 当会の療養費申請システムおよびソフト等を使用し、健康保険取り扱い業務を行う会員は、申請書業務を当会に委託しなければならない。

当会ソフトの使用にあたっては、以下の点に留意してください。

1. 利用にあたっては、当会の会員であること。
2. はり/マッサージの保険申請にあたって、当会に委託することを前提に使用するものであること。
3. 会員は、利用にあたってソフトの使用権が与えられます。会員の資格を喪失した場合はソフトの使用権はなくなります。
会員は使用にあたって、当会にCD-ROMの媒体費を支払うことで「療養費申請ソフト」の媒体を入手できます。ただし、PCを事務所に持ち込む場合には、会員サポートして導入支援をします。
1年に1回以上、療養費申請書ソフトのバージョンアップを行います。必要に応じて、会員はソフトのバージョンアップをする必要があります。また、会員のPCを交換する場合には、新規にインストールする必要があります。
4. 会員は当会の「療養費申請ソフト」で、PCを使用して申請書が作成できます。
当会は当会で指定するWindowsのバージョン及び動作環境でのみ、会員に対してサポートします。
また、会員は申請書と合わせて管理表及び申請データ(USBメモリないしeメールで代替可能)を提出しなければなりません。
5. 会員がソフトを使用して療養費申請書を作成したのち、保険者から支給があった場合、当会は会員に対して保険者から支払われた金額から、事務手数料として一定の割合で計算した金額を控除した金額を支払うものとします。事務手数料は、手書き申請で申請した場合よりも低い率を適用します。
6. 委任拒否のような当会経由で申請書の提出ができないなど、やむを得ない理由を除き、本ソフトを当会を通さずに提出する申請書作成に利用することはできません。やむを得ない理由がある場合には、その旨当会にご連絡する必要があります。
7. 会員がソフトを利用するにあつて改善要望がある場合には、当会に要望を提出することができます。
当会は、他の会員に対してもその要望が必要と認めた場合に、要望の実現に努めます。ただし、会員の要望を必ず実現するものではありません。

以上